

営業施設基準

～調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業～

営業ごとの基準

必要設備等	基準
雨水防止設備	ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあっては、この限りではない。
床面	床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。

※ 本営業に共通基準は適用されません。